

〈 会 議 資 料 〉

議案第3号

屋外広告物の特定区域に関する事項の見直しについて

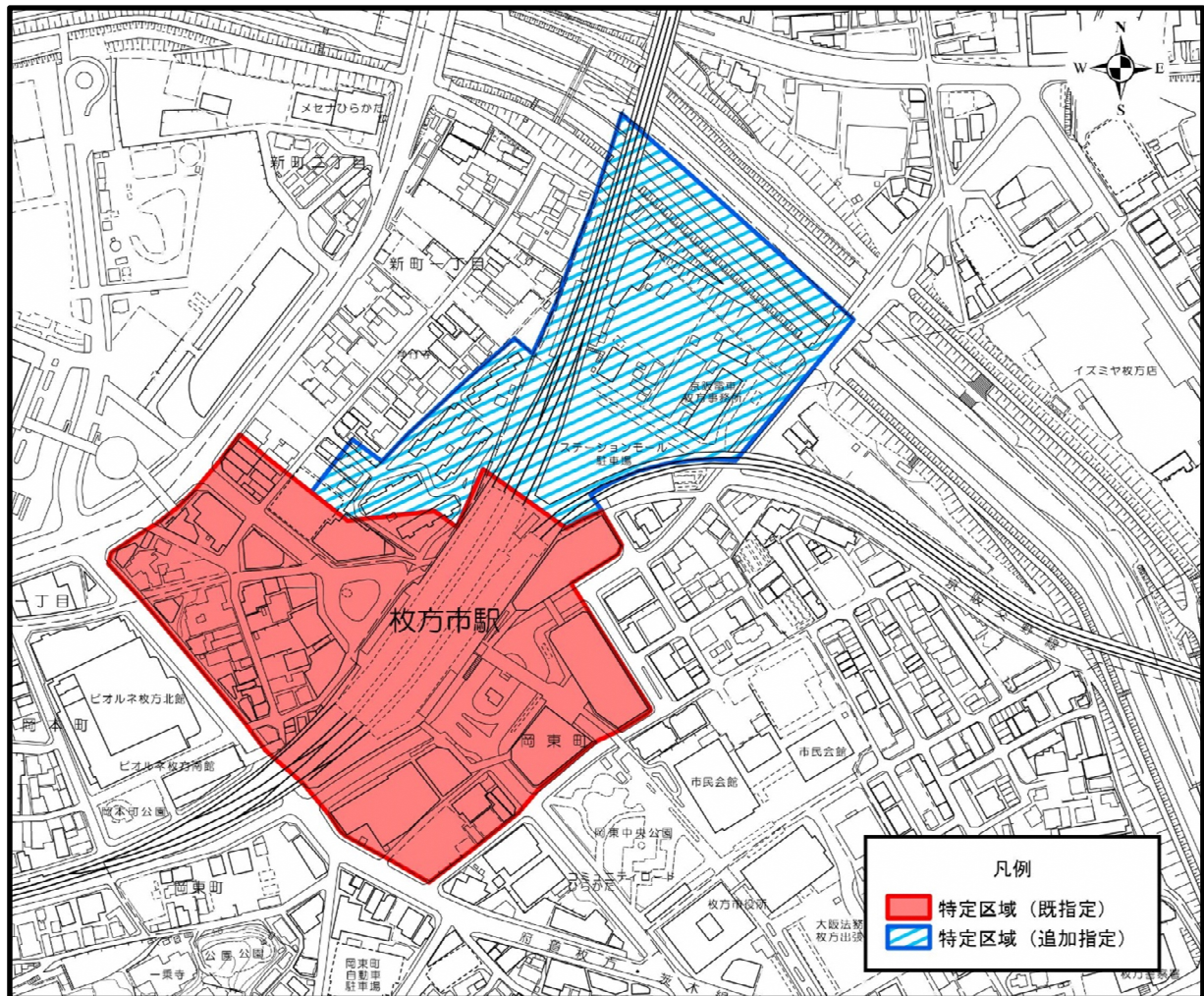
## 屋外広告物の特定区域に関する事項の見直しについて

特定区域とは、枚方市駅周辺における建造物の屋上広告物(地上からの高さが15mを超えるもの)を対象にして、枚方市屋外広告物条例(以下「条例」)に基づき区域を指定し、規制等を行っているものです。

今般、市街地再開発事業による都市計画の変更や駅前交通広場の整備に伴って、特定区域に関する事項を見直すものです。

### 変更内容

①特定区域の拡大(条例第14条第2項第3号の規定による指定)



※この区域は枚方市駅前の商業地帯を踏まえて区域設定を行っています。

②基準の変更（施行規則第8条の「広告物等の表示の方法等の基準」の変更）

<現行>

区分	掲出位置
屋上広告物	地上から最上端までの距離は15メートル以内

※平成28年9月30日以前に表示又は設置の工事が完了している広告物等の修繕等を行うことは可能です。

<改正案>

区分	種類	面積及び掲出位置
屋上広告物	自家用広告物等	掲出位置 地上から最上端までの距離は15メートル以内  ただし、鉄道駅等の名称等については、現に存する広告物等の掲出位置より上部に表示又は設置しないこと。
	自家用広告物等以外の広告物等	面積 7平方メートル以内  掲出位置 地上から最上端までの距離は15メートル以内
上記以外の広告物等	自家用広告物等以外の広告物等	面積 7平方メートル以内

※既に表示又は設置の工事が完了している広告物等の修繕等を行うことは可能です。

※自家用広告物等…自己の事業又は営業の内容を表示するため、自己の事業所、事務所、営業所等に表示し、又は設置する広告物等。

○条例に基づき上記のほか、以下の基準に適合しなければなりません。

区分	基準
屋上広告物	縦：建造物の高さの2/3以内 横：建造物の幅の範囲内
壁面広告物	縦：建造物の高さの範囲内 横：建造物の幅の範囲内

3 実施時期等

令和4年1月 枚方市景観審議会  
 2月頃 パブリックコメント  
 4月頃 特定区域の変更、施行規則の改正